

地下水汚染が確認された際の 上水道配水管布設補助制度及び浄水器設置費補助制度について（千葉市）

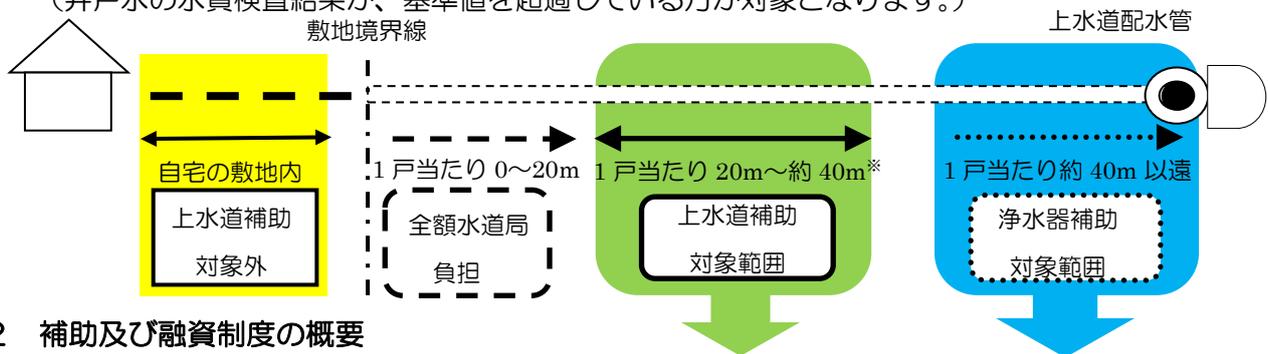
千葉市では、地下水汚染対策として市民が上水道配水管（本管）を布設又は浄水器を設置する際に必要となる費用について補助を実施しています。

また、給水装置（上水道配水管から宅内への給水管）の設置にかかる工事費等や浄水器の設置費用について、融資及び融資に対する利子補給制度があります。

1 補助の対象となる方

千葉市内に在住で、地下水汚染が生じた井戸水を飲用している方。

（井戸水の水質検査結果が、基準値を超過している方が対象となります。）



2 補助及び融資制度の概要

	融資制度	上水道補助制度	浄水器補助制度
対象費用	①給水装置の設置工事費及び給水申込納付金 ②浄水器設置費用	上水道配水管布設工事に要する費用（給水装置の設置工事費等を除く）	浄水器の購入及び設置に要する費用
対象要件	①住宅に上水道の給水装置の設置及び給水申込を行う方 ②住宅敷地の隣接道路に上水道配水管が布設されていない方（浄水器補助制度の対象者を除く）	上水道配水管布設工事に要する費用の一部を負担する方	住宅敷地の隣接道路に上水道配水管が布設されておらず、隣接道路まで上水道配水管を布設した際、個人の負担相当額が50万円を超える方
限度額	①100万円 ②50万円	50万円	18万円（費用の9割）

※40mとは、上水道配水管を布設する場合に負担する額が50万円程度になると想定される距離。

3 注意事項

- ・上記の補助及び融資制度は、必ず事前の申請が必要です。
- ・融資制度は取扱金融機関の審査が必要です。融資及び融資の利子補給の期間は3年以内とし、利子の全額を市が補給します。
- ・浄水器補助制度の対象となるのは、市の指定した業者の特定の機種のみです。

問合せ先

環境規制課 地下水・土壌班（市役所高層棟7階）

TEL 043-245-5196

FAX 043-245-5557

（令和5年7月時点）